

<報道発表資料>

令和 8 年 5 月 2 2 日

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター

住宅宿泊事業法に基づく定期報告の 提出義務違反者に対する業務停止命令等の発出

近年、宿泊施設に起因する騒音やごみ出しなどの近隣トラブルが増加しています。京都市では、市民生活を最優先に、市民及び宿泊者の安全・安心の確保と、京都にふさわしい良質な宿泊環境の整備を図るため、民泊に対する規制強化を進めており、令和 8 年 2 月から住宅宿泊事業法に基づく定期報告の提出義務違反者に対する措置を厳格化し、民泊の一層の適正化を推進しています。

この度、以下の住宅宿泊事業者について、法令で義務付けられている 2 か月に 1 度の宿泊実績の定期報告を期日までに提出せず、また、速やかな報告を求める業務改善命令にも従わなかったことから、住宅宿泊事業法第 16 条第 1 項に基づく業務停止命令（30 日間を下限）及び京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第 22 条第 3 号に基づき、過料処分（50,000 円）を本日付けで発出したため、公表します。

なお、定期報告の提出義務違反者に対する業務停止命令及び過料処分は、本市では初めての事例となります。

【提出義務違反者：令和 8 年 2 月 1 5 日を提出期限とする定期報告書が未提出】

事業者氏名	武田 信弥
届出番号	第 M260010204 号
届出住宅の所在地	京都市右京区嵯峨大覚寺門前堂ノ前町 5 番地 3
管理運営の方法	家主居住型
届出日	平成 30 年 11 月 9 日

<お問合せ先>

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター

宿泊施設適正化担当

電話：075-585-5653

(参考)

○住宅宿泊事業法（抄）

(都道府県知事への定期報告)

第14条 住宅宿泊事業者は、届出住宅に人を宿泊させた日数その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項について、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、定期的に、都道府県知事に報告しなければならない。

(業務改善命令)

第15条 都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(業務停止命令等)

第16条 都道府県知事は、住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し法令又は前条の規定による命令に違反したときは、1年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し法令又は前条若しくは前項の規定による命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、住宅宿泊事業の廃止を命ずることができる。

(略)

○住宅宿泊事業法施行規則（抄）

(住宅宿泊事業者の報告)

第12条 法第14条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 届出住宅に人を宿泊させた日数
- (2) 宿泊者数
- (3) 延べ宿泊者数
- (4) 国籍別の宿泊者数の内訳

2 住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の15日までに、それぞれの月の前二月における前項各号に掲げる事項を、都道府県知事に報告しなければならない。

○京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（抄）

（定期報告の際に行う報告及び提出書類）

第16条 住宅宿泊事業者は、法第14条の規定による報告の際に、当該報告をする日の属する月の前月及び前々月における届出住宅の周辺住民からの苦情の状況に関し次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 苦情の件数
 - (2) 苦情を受けた日時
 - (3) 苦情の内容
 - (4) 苦情への対応の状況
- (以下略)

（勧告及び命令）

第17条 市長は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を採ることを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置を採らなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を採ることを命じることができる。

（命令の公表）

第20条 市長は、住宅宿泊事業者に対し、法第15条、第16条第1項若しくは第2項若しくは第42条第2項又はこの条例第17条第2項の規定による命令をしたときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該命令を受けた住宅宿泊事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 当該命令に係る届出住宅の所在地
- (3) 当該命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

（過料）

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1)～(2) 略
- (3) 第17条第2項の規定による命令に違反した者
- (4) 略

○京都市住宅宿泊事業不利益処分等取扱要綱（抄）

（処分基準）

第3条 この要綱で定める不利益処分については、別表に定めるところにより行うものとする。

2 業務停止命令の期間は1年を上限とし、業務停止命令の原因となった違反行為の是正が認められる場合、別表の定める業務停止命令期間の下限を経過後、当該業務停止命令を解除することができるものとする。

3 違反行為の態様及び情状を踏まえ、別表の業務停止命令の期間の下限を延長又は短縮することができる。

4 違反行為が2以上あるときは、最も長い業務停止命令の期間の下限にその期間の2分の1の日数を加えたものを業務停止命令の期間の下限とする。ただし、それぞれの違反行為について定めた期間の下限の合計を超えることができない。

5 業務停止命令の原因となった違反行為が是正されないまま、1年を経過したときは、業務廃止命令の手続に移行するものとする。

6 不利益処分の発出は、不利益処分の原因となった違反行為の内容とは別の違反行為の内容に対する不利益処分及び旅館業法その他関係法令による指導等又は処分（過料処分を含む。）の実施を妨げない。

（別表） 不利益処分等基準（抜粋）

NO	根拠条文	違反行為	予定する不利益処分等 （）内は業務停止命令の期間の下限
15	法第15条	業務改善命令に違反	法第15条業務改善命令、 法第16条第1項業務停止命令（30日間）又は 法第16条第2項業務廃止命令
30	条例第17条第2項	条例第17条第2項 業務改善命令に違反	法第15条業務改善命令又は 条例第22条過料50,000円